

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

ごみの分別収集について(お願い)

市民の皆さんのご理解とご協力により行われているごみ分別は、ごみ減量の大きな力となっています。

しかし、最近特に、可燃ごみ・プラスチック製容器包装の分別がなされていないごみが出ています。

分かりづらい時は、「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考にしてください。清掃事務所へお問い合わせください。

※間違つて出された物は、収集しません。粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターへお尋ねください。

粗大ごみ受付センター ☎31-300004

※皆さんのご協力をお願いいたします。
問合せ 清掃事務所 ☎26-42008

消費税引き上げに伴い4月1日から公共施設の使用料を改定します

4月1日から新料金が適用されます。ただし、4月1日以降の施設利用でも、3月31日までに使用料(利用料)を納付されると旧料金が適用されます。

3月31日までに納付 旧料金
4月1日以降に納付 新料金

改定後の料金表等詳細は、各施設の窓口の掲示・ちらし・ホームページ等をご覧ください。

対象施設名	問 合
文化会館	☎24-1122
大崎会館	☎23-3495
西地域防災コミュニティセンター	☎23-6011
中央公民館	☎26-2828
神守公民館	☎24-6140
神島田公民館	☎32-1501
児童科学館	☎24-8743
堀田家住宅	☎24-1111内線2281
錬成館	☎24-8001
市営球場	
市営庭球場	
葉刈スポーツの家	☎24-4092
総合プール	☎28-2556
生涯学習センター	☎24-1187

障がい者控除対象者認定書の発行

65歳以上で介護保険による要介護認定を受けている方を対象に、「障がい者控除対象者認定書」を申請により発行

します。確定申告等の際に、所得税及び市県民税の障がい者控除を受けるために使用していただくものとなります。

特別障がい者 毎年12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

障がい者 毎年12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」で、なんらかの障がい、または認知症がある方

※要介護認定の判定において、障がい高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準を満たすことが条件です。

該当すると思われる方には、1月中旬に申請の案内を送付しています。

問合せ 高齢介護課介護保険G
内線2143・2144

選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、年に4回、選挙人名簿に登録される資格のある方を調査し、登録しています。

今回3月2日に新たに登録される方は、満20歳以上の方(平成6年3月2日以前の出生者)で、市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方(平成25年12月1日以前に転入届をされた方)です。

今回の登録に関し、次のとおり選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 3月3日(月)～7日(金)の午前8時30分～午後5時
縦覧場所 総務課(市役所3階)

問合せ 選挙管理委員会(総務課庶務G)
内線2051

農業委員会選挙人名簿の縦覧

平成26年1月1日現在の農業委員会委員の選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

名前が載っていない方や記載事項に異議のある方は、縦覧期間中に市選挙管理委員会へお申し出ください。

縦覧期間 2月23日(日)～3月9日(日)の午前8時30分～午後5時
※市役所閉庁日を希望される場合は、事前にご連絡ください。

縦覧場所 総務課(市役所3階)
問合せ 選挙管理委員会(総務課庶務G)
内線2051

津島市公共下水道の事業計画案の縦覧

単独公共下水道及び日光川下流流域関連公共下水道の事業計画案に関する縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 2月7日(金)～21日(金)(市役所閉庁日を除く)の午前8時30分～午後5時

縦覧場所 上下水道部(市役所4階)
その他 事業計画案にご意見のある方は、市に対し意見書を提出することができます。縦覧期間満了の日までに書面で左記へ提出してください。

問合せ 工務課 内線24308
下水道課 内線24208

所得税や市・県民税の申告は
正しくお早めこ

平成25年分の所得(所得税、市・県民税)の申告が始まります。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようにしましょう。

津島税務署が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
津島商工会議所	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 2月23日(日)・3月2日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までにお越しください)

市が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
市役所4階 大会議室	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 市・県民税の申告に限り、2月12日(水)から受付ます。	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月17日(月)～25日(火)の平日 3月3日(月)～17日(月)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	2月26日(水)～28日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

※会場の混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。

所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方でも次のような方は確定申告をしましょう。

- ・給与の年収が2000万円を超える方
- ・給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2力所以上から受けており、合算して年末調整をしていない方
- ・確定申告をすると所得税が還付される方

申告期間 【上表】のとおり

申告会場 津島商工会議所・市役所・神守支所・神島田連絡所

※e-taxを利用するためには「電子証明書」が必要になります。

電子証明書を取得するためには、住民基本台帳カードの取得も必要です。どちらも住民票のある市区町村の窓口で申請いただけます。申請から発行まで数週間かかる場合がありますので、住民基本台帳カードおよび電子証明書の取得はお早めにお願ひします。

市・県民税の申告

平成26年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出された方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

- ・平成25年中に所得があつた方
- ・給与と所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方

- ・給与と所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方
- ・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ・住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間 【上表】のとおり

申告会場 市役所、神守支所、神島田連絡所

申告の相談をされる方へ

◆次の方は、津島税務署(津島商工会議所内申告会場)へ

- ・個人事業主等で青色決算書が未作成または作成の相談をされる方
- ・平成25年中に土地や家屋、株式を売却された方
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方で、父母や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた方

◆医療費の合計は自分で

医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。

◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等(印鑑・源泉徴収票・生命保険料及び地震保険料の控除証明書・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書)などは、あらかじめ確認の上ご持参ください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、「市政のひろば」1月号へページをご覧ください。

平成25年分申告時の主な注意点

◆給与所得控除の上限設定

給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

◆給与所得者の特定支出控除の見直し

特定支出控除における特定支出に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や図書費、衣服費、交際費などの勤務必要経費(上限65万円)が追加され、また、適用判定基準額が給与所得控除額の総額から2分の1(給与等の収入金額が1500万円を超える場合は125万円)に緩和されました。

◆年金所得者の寡婦(夫)控除に係る申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得のみの方が、寡婦(夫)控除を受けようとする場合、年金保険者(日本年金機構や共済等)から送付される公的年金等の源泉徴収票に寡婦(夫)に該当する旨の記載がある場合には、寡婦(夫)控除を受けるための申告が不要になりました。

◆ふるさと寄附金の控除額の見直し

平成25年から平成49年まで復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受けた場合、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることとなります。

れに伴い平成26年度から平成50年度までの市・県民税の寄附金税額控除において、復興特別所得税に相当する率(2.1%)を減じて調整することとなりまし。 ※市役所会場にお越しの方へのお願ひ

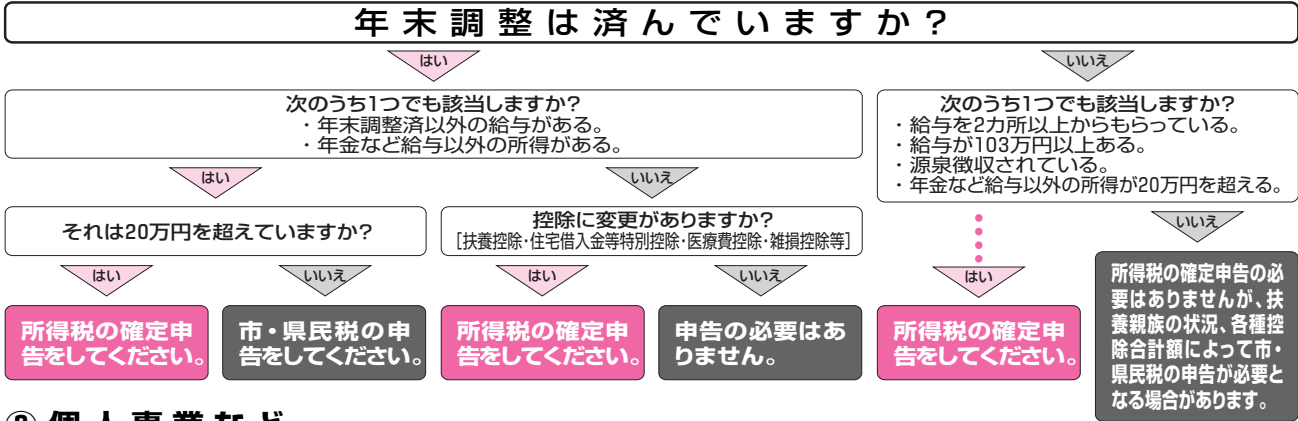
市庁舎耐震改修工事に伴い、来庁者用の駐車スペースが西側駐車場のみに、また庁舎への出入りが南側玄関のみとなるなどご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問合せ
所得税
津島税務署
☎26-21161
市・県民税
市税務課市民税G
内線22001
～22004

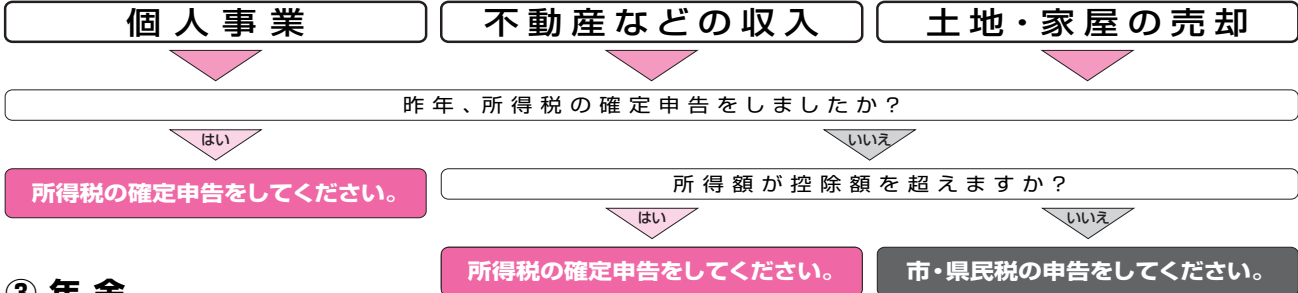
あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

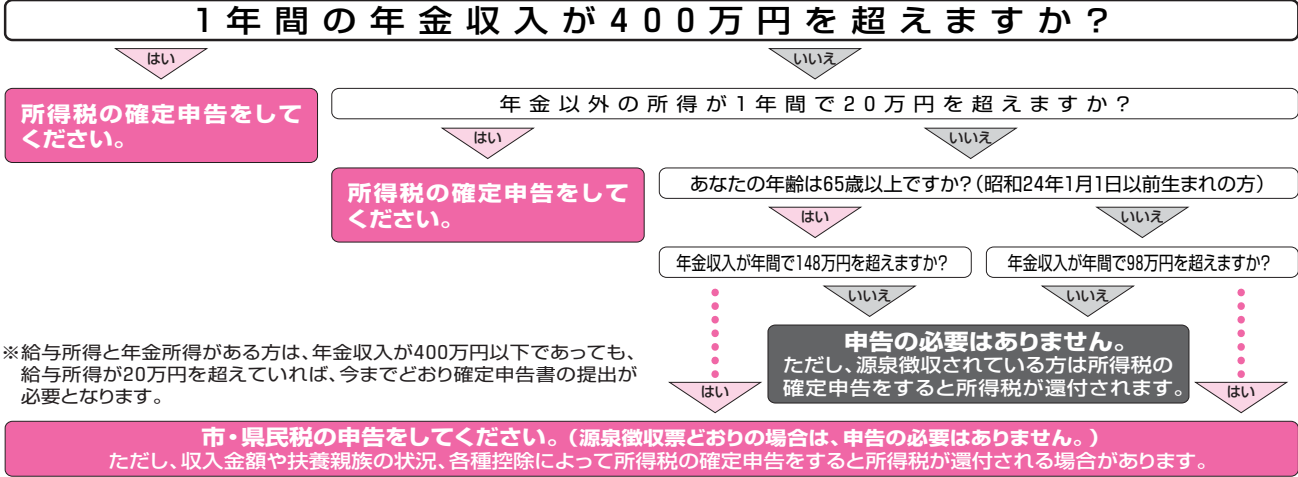
① 給与



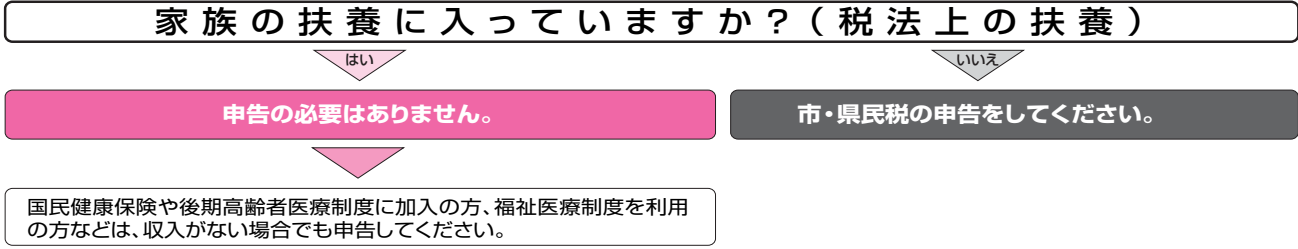
② 個人事業など



③ 年金



①②③のいずれにも当てはまらない方



平成26年度就学援助

市では、経済的な理由でお子さんが小・中学校に就学することが困難なご家庭に対して、学用品費や給食費を補助しています。

対象となるのは、次に該当する場合があります。

補助対象

- ①生活保護が停止または廃止されている。
- ②個人事業税が减免されている。
- ③国民年金保険料が免除されている。
- ④児童扶養手当が支給されている。
- ⑤市民税が非課税または减免されている。

⑥固定資産税が减免されている(新築の場合の固定資産税減免は除く)。

⑦国民健康保険税が減額されている。

⑧失業対策事業適格者手帳を持っている日雇労働者、または職業安定所登録日雇労働者

⑨その他経済的にお困りの方(平成25年中の所得について一定の所得基準に基づき審査・決定します)

※ただし、申告していない場合は対象になりません。

手続きに必要なもの

- ・印鑑、振込先が分かるもの
- ・②③④⑧の申請の場合は、それを証明できるもの

受付 2月3日(月)～3月31日(月)(新入学児童は4月30日(水)まで)

その他 平成25年度に申請された方も

再度手続きが必要です。

支給額 表のとおり(参考)

※平成26年度の支給額は未確定のため、金額は異なる場合があります。

平成25年度年間支給額

種別	対象学年	支給額
新入学児童生徒 学用品費	小学1年	19,900円
	中学1年	22,900円
学用品費・ 通学用品費	小学1年	11,100円
	小学2年～6年	13,270円
	中学1年	21,700円
修学旅行費	中学2・3年	23,870円
	小学6年	15,000円
給食費	中学3年	30,000円
	小学校	32,250円
	中学校	35,530円

申込・問合せ 学校教育課学校教育G
内線2264

4月から開発許可等の手続きが変わります

これまで、尾張建設事務所で行っていた「都市計画法に係る開発許可等の事務」と「租税特別措置法に係る優良宅地等の認定の事務」が、平成26年4月1

日から津島市に移るようになりました。市街化調整区域で建物を建築する場合などは、許可が必要になりますので事前にご相談ください。

問合せ 計画建築課指導 宮繕G
内線2415

2月7日は北方領土の日

北方領土とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の4島のごとで、北海道の北東洋上に連なる島々です。

津島市ではこの北方領土が返還されることを願い、昭和55年12月22日「北方領土返還運動都市宣言」をし、返還を呼びかけています。

問合せ 総務課庶務G 内線2351

シートベルト着用徹底強化旬間

2月11日(火)～20日(木)

無事帰る

ベルトに話す その思い

後部座席にもシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。車に乗る時は、近距離・長距離を問わず、必ず全員がシートベルトを着用する習慣を身につけましょう。

発進は

チャイルドシートの 笑顔見て

子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

チャイルドシートは後部座席に取り

付けることをおすすめます。助手席のエアバッグは、運転席のものより大きく、膨らむ力も強力であり、重大な傷害につながる危険があります。やむを得ず助手席に取り付ける場合は、座席を最も後方に下げないようにしましょう。

チャイルドシートの正しい取り付けが、子どもの命を守ります。

問合せ 地域安全課交通防犯G
内線2362



「家庭の日」県民運動

2月1日(土)～28日(金)

親子の

対話がつくる ような家庭

家庭が担う子育ての役割の重要性について認識を高め、家族全員が明るく、楽しく、ゆとりある充実した日々が送れるよう対話のある家庭づくりに努めましょう。

また、毎月第3日曜日は「家庭の日」としてふれあいのある家庭づくりを推進しています。

主催 県、県青少年育成県民会議

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) 内線22001

自主防災会活動に参加しましょう

自主防災会は、なぜ必要なの？

突然の災害に見舞われたとき、誰もが自らの生命を守ることで精一杯です。ましてや、自宅が水害や地震などの被害に遭えば、家族だけで対応することはなかなか難しいものです。

そんなとき、近所の人が駆けつけて、手伝ってくれたらと思います。このような助け合いをしようというのが自主防災会です。

災害は忘れた頃にやってくるといいますが、みんなで協力しあえば被害を軽減することができます。

災害が大規模になれば、行政機関の



人権推進課人権推進G
内線2271

高齢者の人権

高齢化が進むと、介護が必要となる人が増え、家族に多大な負担

がかかり、その結果、介護される人を、

殴る、蹴る、縛るなどの肉体的な暴力、暴言や態度で精神的な苦痛を与える食事を与えない、世話をしないなどの虐待が起きています。また、家族が無断で不動産や貯金の名義変更をしたり、財産をだましとるなどの経済虐待も深刻な問題となっています。

社会保障制度の充実等、国や県、市

対応にも限界があります。地域の安全を自主的に守っていただくためにも自主防災会が必要なのです。

地域を守るために何が出来るの？

いざという時の避難・救助などには、隣近所との助け合いが欠かせません。普段からご近所同士で地域の「危険場所」を確認したり、お年寄りへ「声かけ」を行うなど、思いやりが大切です。

自主防災会や町内会が開催する行事へ積極的に参加することで、地域の活性化につながり、災害時には自分たちの地域の「共助」活動が大きな効果を生み出します。

災害時に備え、日頃から自主防災会の活動に積極的に参加するようにしま

なども対策を進めてはいますが、まだまだ家族に介護の負担が積み重なることが多くなっています。

いすれ誰もが高齢者になります。高齢者の人権を守ることは高齢者だけの問題ではなく、若い人も考えなければならぬ大切な問題です。

年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。社会貢献をしたい、働きたいという高齢者はたくさんいます。それぞれの個性や能力が尊重され、高齢者が自立して生きることができ、人権が守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを市民の皆さんと一緒につくりたいことが必要です。

しょう。

日頃から非常持ち出し品、備蓄食料(7日分)を目安に備えておきましょう。

問合せ 地域安全課防災G

内線23322



募集

平成26年度「市政のひろば」・「津島市公式ホームページ」への広告

広告は、市の発行物等にふさわしいものに限り、掲載にあたっては「津島市広告掲載要綱」に基づく審査等があります。

募集内容 表のとおり

申込 2月17日(月)までに所定の申込用紙を問い合わせ先へ。

※2月17日までに申し込みのあった広告については、同日以後に掲載の可否を決定します。(枠数に満たない場合は随時受付)

留意事項

・掲載料には、広告デザイン料・制作費は含みませんので、必要な方は代理店にお申し込みください。

・4月1日からの消費税率引き上げに伴い、掲載料を改定します(バナーについては、4月から掲載希望の場合は、改定前の掲載料になります)。

・市ホームページのリニューアルを行う場合、バナーのピクセルサイズを掲載期間中に修正していただくことがあります。

※詳細については、市ホームページをご覧になるか、左記へお問い合わせください。

問合せ 企画政策課広報広聴G

内線23334

広告代理店 (株)中日尾張折込

☎25-64655

募集発行物等	媒体概要	掲載月	広告数・規格	掲載料(1枠・月額)
広報紙 「市政のひろば」	毎月1回発行 約25,000部作成 全世帯配布	平成26年5月号~ 平成27年4月号	裏一面広告(最終ページ) 毎号(月)1枠 4色刷 縦27cm×横18cm	102,850円(税込) 2回目以降 92,570円(税込)
			中面最下段広告 毎号(月)最大4枠 2色刷 縦6cm×横18cm	15,420円(税込) 2回目以降 14,400円(税込)
市公式 ホームページ	年間アクセス数 約230,000件 (平成24年度実績)	平成26年4月分~ 平成27年3月分	バナー広告 毎月10枠をトップページに掲載 1枠あたり 縦35ピクセル×横200ピクセル サイズ 7KB以内 ファイル形式 GIF(アニメ含む)・JPEG形式	平成26年3月末日までに納付 5,000円(税込) 6カ月連続掲載 25,000円(税込)
				平成26年4月以降に納付 5,140円(税込) 6カ月連続掲載 25,700円(税込)